

ID: 405

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	社会福祉法人等の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第44条第1項		
例規番号	平成18年条例第189号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第44条 市公営住宅を第42条第1項の規定により使用する場合は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする。</p> <p>2 前条第2項の規定により使用の許可を受けた社会福祉法人等(以下「許可法人等」という。)は、市公営住宅を現に使用する者から前項の使用料を超える額の家賃相当額(当該使用する者がそれぞれ負担する家賃相当額の合計額)を徴収してはならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日